

令和 5 年 4 月 24 日

各社 殿

宗教法人 興善寺
代表役員 平野 宏道

一般競争入札 (事後審査型) 説明書

下記のとおり入札を執行するので、設計図書、仕様書、入札執行心得及び現場を熟覧う
え、入札をお願いします。

記

入札執行日	日時 令和 5 年 5 月 22 日 13時 30分～	
入札に付する事項	工事年度 工事番号	令和 5 年度 第 1 号
	工事名	興善寺本堂 屋根瓦葺き直し工事
	工事概要	興善寺本堂 屋根葺き直し、部分修理
	工事場所	大阪府 泉南郡 岬町 多奈川谷川 1460番地
	工期	令和 5 年 6 月 1 日 から 令和 6 年 12 月 31 日 まで
設計図書・仕様書	別添の通り	
現場説明	無	
質疑事項	質疑受付期日 令和5年5月8日12:00まで	
入札場所	興善寺 回向堂	
設計金額 (税込)	全体 金 53,273,000 円 (令和5年度25,773,000円、令和6年度27,500,000円)	
諸手続き	業務に関する諸手続きは、全て請負者の負担において処理するものとする	

一般競争入札参加者心得

興善寺本堂瓦葺き直し工事等に係る一般競争入札(事後審査型)に参加する者が遵守しなければならない事項及び契約等に関する事項は、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(申込みの取消)

- 1 一般競争入札において、入札日までに岬町建設工事等指名停止要綱に基づき指名停止を受けた場合は、その申込みを取り消す。
- 2 一般競争入札の申込み後において、不相当と認められる事由があるときは、その申込みを取り消す場合がある。

(入札の辞退)

- 1 一般競争入札の申込みをした者は、入札の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札を辞退するときは、書面によりその旨を記載して提出しなければならない。ただし、入札執行中は、入札執行者に口頭又は書面を提出してその旨申し出ることができる。

(入札)

- 1 入札参加者は、設計図書等(図面、仕様書、金抜設計書、入札説明書、入札公告、質疑回答書)その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ入札しなければならない。
- 2 入札を執行する場所への入室は、1業者1人とする。
- 3 入札は、所定の入札書により入札すること。
- 4 入札した入札書の書き換え、引換え又は撤回は認めない。
- 5 入札の妨害又は不正行為と認められる事実があったときは、退室させる。
- 6 入札回数は工事の場合は1回、それ以外については3回までとする。
- 7 工事の場合は工事内訳総括表を提出すること。
- 8 次の一に該当する入札は、無効とする。
 - 1) 委任状の持参しない代理人のした入札
 - 2) 指定の日時、場所に提出しない入札
 - 3) 同一入札において、2以上の入札書を投函した者の入札
 - 4) 入札参加者若しくはその代理人が同一の入札において他の入札参加者の代理人となり、又は数人が共同して行った入札
 - 5) 入札者の記名押印のない入札又は記載事項の判読ができない入札
 - 6) 入札書記載事項(金額を除く。)の訂正、削除、加入等をした場合において、その訂正印のない入札
 - 7) 予定価格を公表している場合で、予定価格を超える入札
 - 8) 工事の場合で、工事内訳総括表の提出のない入札
 - 9) 金額を訂正した入札書による入札

10) その他入札の条件に違反した入札

- 9 代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状を提出させること。
- 10 入札参加者は、入札執行前又は入札執行途中で入札を辞退することができる。なお、入札辞退を理由として、以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。
- 11 入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を延期し、又は取りやめるものとする。

(公正な入札の確保)

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して、入札価格、内訳書を開示してはならない。
- 4 入札参加者は入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共事業を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

(資本・人的関係による入札への参加制限)

- 1 入札参加者間に以下の資本関係又は人的関係がある場合には、同一入札への参加を認めない。
 - (1) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社という。以下同じ。）とその子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (3) 一方の会社の役員（執行役員、監査役、監事及び事務局長を除く。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - (5) その他上記(1)から(4)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
 - (例) ① 個人事業主が他の会社の議決権の総数の50/100以上を保有している場合
 - ② 個人事業主が他の会社の役員となっている場合
 - ③ 岬町入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を兼ねている場合

※上記（例）は代表的な事例を示しています。これらに類似する場合も同一入札への参加を制限する場合があります。
- 2 上記に該当する二者以上から入札があった場合は、該当する者の行った入札を無効とする。

(消費税及び地方消費税の取り扱い)

- 1 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものとし、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- 2 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- 3 請負契約書においては、契約の相手方が課税事業者の場合は、請負代金額にあわせて当該取引に係る消費税及び地方消費税を表示するので、落札者は、所定様式により課税事業者であるか、又は免税事業者であるかを届け出ること。

(開 札)

開札は、入札終了後、直ちに入札場所において、入札参加者立ち会の上行う。

(落札者の決定)

落札者は、予定価格の制限の範囲内で、次の各号による場合のほか、最低の価格をもって入札した者とする。

- 1) 最低制限価格が設定されている場合は、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者とする。
- 2) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格が設定されている場合で、入札金額が調査基準価格に満たないときは、落札者を保留し、必要な事項を調査の上、落札者を決定する。
- 3) 開札の結果、落札者（落札候補者）となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札を行った者にくじを引かせて落札者（落札候補者）を決定する。この場合当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。
- 4) 規定の入札回数を行っても落札者がいないときは、入札参加者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法によって契約を締結する場合がある。

(再度の入札) ※工事以外の入札の場合のみ適用

- 1 開札結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- 2 再度の入札の執行回数は、2回（初回を含め3回）とする。
- 3 再度の入札に参加することができる者は、当該入札の直前の入札に参加した者とする。ただし、直前の入札において無効となった者は、再度の入札に参加することができない。

(契約保証金)

- 1 落札者は、契約金額の5%以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、岬町契約規則第36条第3項の定めるところにより免除とすることができる。
- 2 契約保証金は、契約目的物の引き渡し後に全額を還付する。

3 契約保証金には、利子は付さない。

(前金払)

前金払が「有り」の契約の場合、請負代金の10分の3以内で前払金を支払う。ただし、前金払の請求にあたっては、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証書を提出しなければならない。

(下請負人について)

- 1 「建設産業における生産システム合理化指針」を遵守し、元請・下請契約関係の合理化に努めなければならない。
- 2 一括下請負については認めない。
- 3 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り町内業者から選定するよう努めなければならない。
- 4 請負者は、施工体制台帳（下請け者を含む。）を作成し、その写しを速やかに提出しなければならない。
- 5 前号の施工体制台帳（下請け者を含む。）と合致した施工体系図について、公衆が見やすい場所及び工事関係者が見やすい場所に掲示しなければならない。

(建設資材等の納入について)

建設資材等については、請雑貨類（燃料、事務用品、食事等）を含め、できる限り町内業者から購入するよう努め、積極的な町内産品の利用活用に努めなければならない。

(暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除)

- 1 請負者は、契約の適正な履行にあたり、暴力団等からの不当な要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 2 請負者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び工事妨害の排除対策を講じること。

様式 1

制限付き一般競争入札（事後審査型）参加申請書

年 月 日

宗教法人 興善寺 宛

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名

下記案件にかかる制限付き一般競争入札（事後審査型）に参加を希望しますので申請します。なお、地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であることを誓約します。

記

案 件 名	興善寺本堂瓦葺き直し工事	
興善寺入札参加資格登録	受 付 番 号	
連 絡 先	部 署 名	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	
	メー ル ア ド レ ス	

※受付番号は興善寺にて記入する

様式2

制限付き一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書

年 月 日

宗教法人 興善寺 宛

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名

下記案件にかかる制限付き一般競争入札（事後審査型）に参加する資格について確認されたく申請します。なお、記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

案 件 名	興善寺本堂瓦葺き直し工事	
興善寺入札参加資格登録	受 付 番 号	
連 絡 先	部 署 名	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	
	メー ル ア ド レ ス	

※受付番号は興善寺にて記入する

入札書

令和5年 月 日

宗教法人 興善寺
代表役員 平野 宏道 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名
(代理人名)

印

入札公告、一般競争入札心得及び契約書の各条項並びに設計図書、仕様書、図面及び現場の状況を承諾のうえ、入札します。

記

件 名 興善寺本堂瓦葺き直し工事

	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金額										

- (注) 1 入札書に記載する金額は、契約希望金額の 100/110 に相当する金額であること。
2 金額を訂正しないこと。
3 金額記載の文字はアラビア数字とすること。
4 金額の頭に¥記号をつけること。

表

宗教法人 興善寺 代表役員 平野 宏道	貴 社 名 封 筒
令和5年度 第1号	
<u>興善寺本堂 屋根瓦葺き直し工事</u>	
入札書在中	
令和5年 月 日	

裏

封印	封印	封印
	封印	

委任状

令和 年 月 日

宗教法人 興善寺
代表役員 平野 宏道 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名
(代理人名)

印

私儀 _____ を代理人と定め、下記工事に対する入札
及び見積に関する一切の件の権限を委任します。

記

1 件 名 _____ 興善寺本堂瓦葺き直し工事

2 受任者使用印鑑

